

香川県新事業分野開拓者認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新商品の生産又は新役務の提供（以下「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者（新たな事業分野の開拓を図る新規の創業者を含む。以下「事業者」という。）を県が認定し、当該事業者が生産する新商品又は提供する新役務について県が随意契約できるようにし、事業者の販路開拓を支援し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(申請要件)

第2条 本事業において申請できる者は、県内に事業所を有する事業者であって、次に掲げる商品又は役務（以下「商品等」という。）で第6条の認定基準に該当するものを生産又は提供する者とする。

- (1) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）に基づく県知事の承認を受けた経営革新計画（「新商品の開発又は生産」又は「新役務の開発又は提供」による計画に限る。）に基づいて事業化した商品等
- (2) 国、県又は公益財団法人かがわ産業支援財団等の公的支援機関が実施する補助事業の採択を受けて事業化した商品等
- (3) 県内公設試験研究機関と共同で研究及び開発した商品等
- (4) 県が実施するかがわ県産品コンクールにおいて入賞した商品
- (5) 県が実施する香川県環境配慮モデル認定制度において認定された香川県認定リサイクル製品
- (6) 上記要件に準ずる事業計画等に基づいて生産又は提供する商品等で、既存又は類似の商品等に比して性能、技術等の面で著しい新規性、独創性が認められるもので、事業が実現可能なもの

2 本事業の対象となる商品等は、県の機関において用途が見込まれるものでなければならない。

(実施計画の認定申請)

第3条 認定を受けようとする事業者は、新商品の生産等による新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）に係る認定申請書(様式第1号)を知事に提出する。

2 前項の申請書には次の書類を添付する。

- (1) 定款（法人に限る。）
- (2) 最近2営業期間の決算書又は営業報告書、貸借対照表、損益計算書
- (3) その他新商品等に関する資料

(委員会の設置)

第4条 知事は、事業者の実施計画を審査し、事業者の認定に関する事、実施計画の変更、及び認定の取消しに関する事を審議するため、香川県新事業分野開拓者認定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事業者の認定)

第5条 知事は、事業者から認定申請書が提出されたときは、委員会の意見を聞いたうえで、実施計画が第6条に定める認定基準に適合すると確認したものについて、認定申請した事業者を新事業分野開拓者と認定する。

- 2 知事は、前項により事業者を認定したときは、新事業分野開拓者認定書（様式第2号）を交付する。
- 3 第1項に定める認定期間は、認定の日からその日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。
- 4 認定をしたときは、事業者名、所在地、商品等の名称・内容等を公表する。

(実施計画の認定基準)

第6条 事業者が作成した実施計画が、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 当該事業に係る新商品等が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであっても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- (2) 当該事業に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- (3) 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。
- (4) 実施計画が公序良俗に反しないこと。
- (5) 実施計画が関係法令に違反しないこと。

(実施計画の変更)

第7条 認定事業者は、実施計画を変更しようとするときは、知事に変更認定申請書（様式第3号）を提出し、知事の認定を受けなければならない。

- 2 知事は、認定事業者から変更認定申請書が提出されたときは、委員会の意見を聞いたうえで、変更後の実施計画が第6条に定める要件に適合するものであると認めるときは、実施計画の変更を認定する。なお、軽微な変更については、委員会の審査を省略することができる。

(認定の取消し)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委員会の意見を聞いたうえで、新事業分野開拓者としての認定を取り消すことができる。

- (1) 実施計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。)に従って事業を実施していないと認められるとき。
- (2) 認定事業者に重大な法令違反、その他不正な行為があったと認められるとき。
- (3) 事業者が認定基準を満たさなくなったとき。
- (4) 新商品等について、品質又は安全面での問題が生じたとき又は社会通念上適当でないと認められたとき。
- (5) 正当な事由なく第7条第1項の規定による変更申請書を提出しなかったとき。
- (6) 実施計画の中止の届出がなされたとき。

2 前項の認定の取消しにより損失が生じたときは、その損失は認定事業者の負担とする。

(報告)

第9条 知事は、必要があるときは、事業者に対して実施計画について報告を求めることができる。

2 事業者は、実施計画に係る事業を中止したときは、知事に対し届けなければならない。

(庶務)

第10条 事業者の認定に関する事務は、香川県商工労働部産業政策課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。